

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

路線名	四百七号
供用開始の区間	東松山市大字下野本字下野本六八五番一地从先から同市大字上野本字下野本二二七四番一地从先まで
供用開始の期日	平成二十八年十二月十六日
備考	平成十二年五月二十六日付け埼玉県告示第七百九十二号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長四二・二〇メートル。